

けること。

- (6) 大学院学生に対する奨学金制度を拡充すること。
- (7) 奨学研究生制度を拡充すること。
- (8) 研究者が研究のため支出した必要経費に対しては、これが課税の対象にならないなど、研究者に対してはその所得の大巾な免税措置を講ずることを考究すること。

(添付資料)

科学者生活白書

4-62

庶発第891号 昭和34年11月28日

内閣総理大臣 岸 信介 殿

日本学術会議会長 兼 重 寛九郎

公文書散逸防止について(勸告)

標記のことについて、本会議第29回総会の議に基き、下記のとおり勸告します。

記

わが国においては、諸外国の例に見られるように国立公文書館のないことが、保管期限の過ぎた官公庁の公文書の散逸消滅の最も重要な原因をなしている。これらの公文書の中には、学術資料として価値あるものが多く含まれているので、その散逸消滅は、将来の学術発展の上に憂慮にたえない。そこで究極の目標として、政府による国立文書館の設置を切望するものであるが、その前提として、政府において公文書散逸防止ならびにその一般利用のため、有効適切な措置を講ぜられるよう要望する。

理 由

- (1) ここに、公文書と称するのは、官公庁において(市町村役場に至るまで、中央・地方を問わず)起案授受された学問的重要な意義をもつ書類、議事録、帳簿類をいい、活版印刷されたものは除外する。
- (2) こうした公文書が明治以来どのように処理されてきているかといえば、学術上の価値とは全く違った観点で、永年保存、20年、10年、5年、1年保存など、それぞれの官公庁が行政上、審議上の必要度に応じた区分で保管され、その期限をきれたものは、出入りの屑業を通じ製紙原料として流出している。しかも、明治以来の震災災、戦災によつて永年保存のはずだつたものも消滅している。天災によるのみならず、官公庁の統合廃絶などによる人為的な破棄消滅もはなはだしい。近年進捗した市町村合併の結果、整理と称して、廃棄された文書帳簿の点数はおびただしいものがある。これらの文書は、一般学術資料として、また近代日本の発展過程をあとづける史料として、きわめて重要な根本資料であるが、それがすこぶる無造作に処理されている憾みが濃い。
- (3) 幸いに、暫時保存されているものでは、各官庁「記録課」「文書課」の管理のもとに、一応の整理分類が行われているけれども、その基準が各庁で区々であるし、ごく一部のところを除いては、一般研究者への公開利用の途が閉ざされている。どの役所にどういふ文書記録があるか、中央・地方を問わず、完璧なリストすら作成され公開されないため、研究に支障が多く、その能率を妨げている。

- (4) このような状況であるため、諸外国から来日する研究者で、近代日本の実績を調べ研究しようとするばあいにも、恰好な手引きを用意することができず、各国とくらべて、余りにも粗雑な公文書整理の実態、政府のこれにたいする無策を慨嘆させている。諸外国では、文明国、後進国の別を問わず、公文書館が設立されている場合が多い。イギリス、フランス、オランダ、アメリカ合衆国の国立文書館は、その模範とするに足ろう。かつて植民地治下にあつた印度にも、整備した国立文書館があり、中華民国は台湾にその政権を移すにあたり、清朝時代の文書を台湾大学に移し、近代史研究所を設立している。日本の文書記録は、一種の文化財としてこれを国の責任において保存することが、国民にたいする義務である。

参 考 意 見

- ① まず、政府において、例えば適当な構成をもつ審議会等を設けて、公文書類の散逸防止ならびにその一般利用をはかるための有効適切な対策を研究し、その審議等に基づき「国立文書館法」ともいふべき公文書保管ならびに、公開利用をはかるための法律の制定を急ぎ、現在までの各官公庁の文書記録類の永年保存をはかるとともに、諸外国同様の国立公文書館の設立に進む必要があると考える。

これが単に中央行政官庁内の文書記録だけに止まるならば、閣議決定だけでも可能だろうが、立法、司法関係のもの、地方自治体の公文書となると法律をもつてせねばなるまい。

- ② ①と相まつて、中央・地方に公文書館を公共の経営によつて設置できるようにせねばならない。既存の内閣文庫、文部省史料館、総理府総務課、政府刊行物サービスセンターおよび各官公庁の記録保管担当課室は、すべて国立文書館の分室という扱いにするとともに、各々の保管期限を超えた公文書を一括して、収集整理するとともに、たとえ小部数でもこれを活版印刷に付すとか、マイクロフィルム化して永久保存の道を講じるようにするべきである。こうした国立文書館は、内閣直属のものであるべきである。

因みに、国会図書館はあくまで図書館であり、印刷物の収集においては、十分な活動可能であるが、刊行以前の公文書は全然別の施設機構で整理活用されねばならない。

外国の例に徹しても、国立文書館は兼ねて研究者に利便を供する性質を帯びるものであり、単に倉庫ではない。そこに当然相当数の研究者、技術者が配置されている必要がある。また研究者のためのサービス機関として十分な設備を具えていなければならない。

すなわち、この国立文書館は、新しい法規を立てることにより、官公庁は或る年限を経た文書記録類を一切そこに収蔵するものとし、これを中心として、とくに近代日本の各方面の動向をうかがうに足る民間の諸文書をも収めることにする。またやがては、各都道府県にも一つの公立文書館を建て、市町村関係文書記録の収蔵にあて、相互の連絡を密にし、研究者のために民主的運営をはかるべきである。

国立文書館の機能としては、

- ① 国立文書館は、官公の文書記録（伝承、無形文化の録音化）を収集し、整理、刊行あるいはマイクロフィルム化して保管し、その目録を刊行する。
- ② 国立文書館は、前記の文書記録の状態の調査および収集資料についての研究調査を行う。
- ③ 国立文書館は、ひろく内外の研究者に公開利用させる。

(D) 国立文書館は、研究者の研修を行う。研究調査の連絡にあたる。

というわけである。このような文書館の具体的実現化のために、④の法規とともに、種々検討して案を構成する審議会を内閣総理大臣のもとに組織すべきである。それは、官公庁の文書記録関係者と学術会議会員とを代表するもので構成すべきであろう。

4-63

庶発第892号 昭和34年11月28日

科学技術庁長官 中曾根 康 弘 殿

日本学術会議会長 兼 重 寛九郎

プラズマ研究所の設立について（勧告）

標記のことについて、本会議第29回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

記

プラズマの科学を体系的に研究し、あわせて核融合制御の原理を探究し関連技術の開発の基礎を培養するために、文部省所管のプラズマ研究所を設立する。

このプラズマ研究は、

- (1) 理論・基礎実験・高温プラズマの各部門から成り、それらの部門は相互に緊密に協力する。
- (2) 全国的な共同研究をたてまえとし、このため関係研究機関と密接な連絡をとり、研究者の自主的運営の精神を具体化するための組織をもつ。
- (3) 基礎研究であるにも拘らず相当多額の経費を必要とし、なかでも超高温プラズマ発生装置の建設維持には予算上特別な配慮が望まれる。

理 由

将来のエネルギー問題を根本的に解決するであろうといわれている核融合エネルギーの利用については、高温プラズマの磁氣的閉じこめの着想が生れてから急速に研究が盛んになり、初期段階には全く秘密裡に行われていたが、昨年のジュネーブ会議の前後に大量の研究報告が公開されるようになり、その実現のイメージが相当明瞭になつてきた。しかしながら、初期の試みは多分に摸索的であり、いまだ熱核反応の実現に至っていない。ここに深い反省がおこり、プラズマに関する基礎的体系的研究の積み上げが先行しなければ、熱核反応の制御は実用的段階に達しないであろうと見られるようになった。プラズマは他の研究分野、たとえば天体物理学においても極めて重要な研究対象である。また広く工学諸分野にも応用されているがプラズマの本質の解明とともに新しい応用分野が期待されている。したがってプラズマの研究は、それ自身としての重要性をもつ。

わが国でも、核融合に関連して数年前から各地の大学や研究所で研究が始められ、今日ではこの問題に関心をもつ研究者は相当の数に達し、全国的視野でこの研究の促進策を講ずる機運は十分熟していると見なされる。

その研究体制をどうすべきかについても、この一・二年活発な議論があり、本会議の核融合特別委員会は、これらの情勢に応じ、研究体制確立の必要上から組織されたものである。核融合特別委員会は、約半年間熱心に討議した結果、プラズマ研究所の設置を、全国の研究機関の充実と平行して、行うことが現情勢から見てもつとも適切であると考えらるに至つたものである。